

# 大丹波連携推進協議会の構成市町による 災害時等相互応援に関する協定書

福知山市・綾部市・亀岡市・南丹市・京丹波町

篠山市・丹波市

## 大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 この協定は、大丹波連携推進協議会を構成する京都府4市1町（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町）と兵庫県2市（篠山市、丹波市）（以下「連携市町」という。）が、府県の境界を越えた協働の精神に基づき、連携市町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し被災市町のみでは十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するとともに、連携して広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるものとする。

### (応援の事項)

第2条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者及び避難者の受入
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

### (応援要請)

第3条 応援を要請しようとする市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の連携市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、時間的余裕がない場合には、口頭、電話等により要請を行うことができる。この場合において要請市町は、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、業務内容、人員等
- (4) 前条第3号に掲げる事項を要請する場合にあっては、世帯数、人数等
- (5) 応援の場所及びその場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (応援の実施)

第4条 応援を要請された連携市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもってこれに応ずるものとする。

### (物資等の携行)

第5条 応援市町は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する

物資等を携行させるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により要請市町と連絡がとれない場合には、第3条に定める応援要請を待つことなく、他の連携市町と連絡調整を図りながら、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第3条に定める応援要請があったものとみなし、第8条の規定を適用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援市町の負担とする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、要請市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

- 2 要請市町が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。
- 4 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市町への往復途中に生じたものである場合は、応援市町がその賠償の責めを負うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか経費負担に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

(平常時の活動)

第9条 連携市町は、平時から連携して次の各号に掲げる事項を実施する等、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会等の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料、情報等の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民への啓発等
- (4) 救援に必要な物品等の備蓄連携
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 連携市町は、広域的な災害対策に関して必要な事項を協議し、及び協働して取り組むことに努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、京都府及び兵庫県並びに連携各市町が締結する災害時の  
応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、連携市  
町が協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を7通作成し、連携市町長記名押印のうえ、  
各1通を保有する。

平成26年 5月 8日

京都府 福知山市長

京都府 綾部市長

京都府 亀岡市長

京都府 南丹市長

京都府船井郡京丹波町長

兵庫県 篠山市長

兵庫県 丹波市長